

誓約書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

登録申請者が記入。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者

高知 太郎

法人の場合は、会社の名称、代表者職
氏名

高知県知事様

・選任した遊漁船業務主任者が、規則第10条第2項に規定する「主任者となることができない事項」に該当しないことを、申請者が誓約するものです。

規則第10条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第18条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から2年を経過しない者
- 二 法第6条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者

（登録の拒否）

第六条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 三 第十九条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）又はこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 六 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの